

令和4年度 県民相談の概要

1 概況

令和4年度の県民相談は、県民相談総合センターと春日部、川越、熊谷の各地方庁舎において実施しました。

(1) 県民相談総合センターでの県民相談

県民相談・行政相談及び弁護士、司法書士による法律相談を実施しました。

相談は、県民相談・行政相談が月曜日から金曜日までの毎日実施（祝日、年末年始を除く）。

法律相談は、相談日を定めて実施しました。

(2) 各地域の弁護士による法律相談

春日部、川越及び熊谷の各地方庁舎で、月1回、弁護士による法律相談を実施しました。

2 相談の内容

相談件数は3,967件（前年度4,295件）で、前年度と比較し328件、7.6%減少しました。

(1) 相談場所別件数

・県民相談総合センター	3,868件（構成比97.5%） （前年度4,206件）
・各地域（3地方庁舎）	99件（構成比2.5%） （前年度89件）

県民相談総合センターの相談件数は3,868件で、前年度4,206件と比較し338件、8.0%減少しました。

また、各地域での相談件数は99件で、前年度89件と比較し10件、11.2%増加しました。

(2) 相談内容別件数

・県行政に関するもの	895件 (構成比22.6%)
・その他の行政等に関するもの (その他の内訳)	230件 (同 5.8%)
・国行政に関するもの	63件
・市町村行政に関するもの	137件
・公社・公団などに関するもの	30件
・民事問題に関するもの	1,252件 (同 31.5%)
・家庭問題に関するもの	1,590件 (同 40.1%)
合 計	3,967件

相談を内容別にみると、次のとおりです。

(県行政に関するもの)

県行政に関する相談件数は895件であり、前年度1,020件と比較し125件減少しました。

このうち、主な相談は、以下のとおりです。

・総務、県民生活部門に関連したもの 消費生活関係53件、女性政策関係17件など	388件 (488件)
・産業労働部門に関連したもの 勤労者福祉(労政)関係61件、中小企業指導関係38件など	130件 (132件)
・警察部門に関連したもの 刑事事件関係77件、道路交通法関係8件など	111件 (96件)
・福祉部門に関連したもの 母子・父子児童関係19件、生活保護関係14件など	86件 (77件)
・保健医療部門に関連したもの 病医院関係33件、国民健康保険関係6件など	79件 (105件)
・都市整備部門に関連したもの 宅地建物取引業法関係19件、県営住宅関係8件など	42件 (50件)

*注：()内の数値は前年度の件数を表す。以下同様

(国・市町村・公益的事業に関するもの)

その他の行政等に関する相談件数は230件で、前年度の233件と比較し3件減少しました。

- ・国行政に関連したもの 63件 (51件)
 国税関係27件、登記関係9件など
- ・市町村に関連したもの 137件 (155件)
 福祉行政・生活保護受給関係55件、市町村税9件など
- ・公社・公団・公益的事業に関連したもの 30件 (27件)
 年金事業関係6件など

(民事問題に関するもの)

民事問題に関する相談件数は1,252件で、前年度の1,384件と比較し132件減少しました。

主な相談内容は、次のとおりです。

金銭貸借・保証関係	223件	(229件)
相隣関係	201件	(256件)
土地家屋貸借関係	186件	(220件)
損害賠償関係	144件	(159件)

(家庭問題に関するもの)

家庭問題に関する相談件数は1,590件で、前年度の1,658件と比較し68件減少しました。

主な相談内容は、次のとおりです。

遺産相続関係	849件	(947件)
離婚・婚約不履行関係	436件	(389件)
親族関係	199件	(202件)

3 相談の種類別件数

(1) 法令の規定や問題解決方法等についての照会	3,962件	(4,294件)
(2) 行政等に対する要望	1件	(1件)
(3) 行政等に対する苦情	0件	(0件)
(4) 行政等に対する意見	4件	(0件)
合計	3,967件	(4,295件)

4 相談の方法別件数

(1) 来訪によるもの	454件	(399件)
(2) 電話によるもの	3,420件	(3,778件)
(3) 市町村に巡回して受理したもの	1件	(3件)
(4) 文書、メール等によるもの	92件	(115件)
合計	3,967件	(4,295件)

5 相談の処理別件数

(1) 相談に対して即座に回答したもの	3, 9 5 7 件 (4, 2 9 2 件)
(2) 斡旋	0 件 (0 件)
(3) その他	1 0 件 (3 件)
合 計	3, 9 6 7 件 (4, 2 9 5 件)

6 相談の対応別件数

(1) 職員による対応	3, 5 4 4 件 (3, 9 0 6 件)
(2) 弁護士・司法書士による対応	4 2 3 件 (3 8 9 件)
その内訳 (民事・家庭相談等)	4 2 2 件 (3 8 6 件)
(債務相談)	1 件 (3 件)
合 計	3, 9 6 7 件 (4, 2 9 5 件)